



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 長 野 日 本 無 線 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 萩 原 伸 幸
(コード番号:6878、東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員
総 務 本 部 長 藤 澤 敏 彦
(TEL 026-285-1111)

内部統制システムの整備に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日付にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定の趣旨は、会社法および会社法施行規則の改正を反映するものであり、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすために、社長を最高責任者とするコンプライアンス体制のもとで、コンプライアンス規則、コンプライアンス行動規準を定めており、これを取締役および使用人に周知徹底させ、コンプライアンス意識の維持向上を図る。
 - (2) 当社グループは、違法な状態の発生を防止し、適正な職務遂行が可能な状態を維持するために、倫理委員会を設置し、相談・通報制度に関する体制を整備し、運用する。
 - (3) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、経理規則に基づき、適正な財務報告を作成する体制を整備し、運用する。
 - (4) 当社グループは、コンプライアンス行動規準に従い、反社会的勢力には毅然と対応し、一切の関係を遮断するとともに、関連機関と連携し、行動する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
 - (1) 当社グループは、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報等は、社内規則に定めるところにより、適切かつ確実に作成、保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 当社グループは、リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理規則に定めた運用を行う。
 - (2) 当社グループは、リスク管理の実効性を確保するために、リスク分野ごとに統括責任者を選任し、リスク・損失の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社グループは、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と相互牽制の充実を図る。
 - (2) 当社グループは、中期経営計画、年度事業計画を策定し、目標を明確にするとともに、業績への責任を明確にし、資本効率の向上を図る。
 - (3) 当社は、毎月2回以上の業務執行会議と毎月1回以上の経営会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに、更に重要事項については取締役会等で慎重な審議を経て意思決定を行う。
5. 会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 当社は、親会社から派遣された取締役を置く体制とし、企業集団における業務執行の監督を受けるとともに、当社から各子会社に取締役・監査役を派遣し、業務執行を監督・監査する。
 - (2) 当社は、子会社管理部門を設置し、各社の内部統制の状況の把握と管理・指導を行う。
 - (3) 監査役は、グループ内取引においても公正性を保持するために、内部監査部門と連携をとり、定期的に調査を行う。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について
- (1) 当社グループは、監査役から職務を補助すべき専任の使用人を求められた場合には、適切な人材を配置するものとする。
 - (2) 当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を要する。
 - (3) 当該使用人は、監査役の指示に従い所属部門の上司の指揮命令は受けないものとする。
 - (4) 当該使用人の人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとする。
 - (5) 当該使用人について、取締役および当該従業員の所属部門の上司は、当該従業員が監査役の指示事項を実施するために必要な環境の整備を行う。
7. 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 監査役は、取締役会、業務執行会議およびその他重要な会議に出席し、当社および当社グループ各社の取締役、監査役および執行役員等に対して、業務執行または監査業務の状況について報告を求めることができる。
 - (2) 監査役は、稟議書等のすべての決裁文書を確認することができる。
 - (3) 代表取締役と監査役は、意見交換会を開催し情報交換を行う。
 - (4) 取締役は、内部監査部門に対して監査役との連携を密に行わせ、監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。監査役と内部監査部門との連絡会は定期的に開催し、内部監査部門は内部監査に関する重要な事項を監査役に報告する。
 - (5) 当社および当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員および従業員は、当社グループの信用の大幅な低下、業績への深刻な悪影響、企業倫理に抵触する重大な行為またはこれらのおそれが生じたときは、直接にまたは職制を通じて、監査役に対して速やかに報告を行う。また、財務経理部門、内部監査部門などの責任者は、その職務の内容に応じ、監査役に対する報告を行う。
 - (6) 当社および当社グループ各社の取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して監査業務等に関する報告を行ったことを理由に、当該報告を行った従業員等を不利益に処遇し、または取扱ってはならない。
 - (7) 監査役を補助するために必要な費用は、当社が負担する。

以上